

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する協定書

一般社団法人日本印刷産業連合会（以下日印産連）は、平成 25 年 6 月に成立した消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」）に基づき、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する協定を下記の通り締結する。

（1） 目的及び適用範囲

本協定は、消費税転嫁対策特別措置法第十二条消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置に基づき、印刷物関連製品及びサービスに関する消費税の円滑な転嫁を図るための転嫁の方法及び表示の方法に関する共同行為を行うことを目的とする。

（2） 協定参加者

協定参加者は、日印産連の加盟 10 団体及びそれらの直接または間接の構成事業者であって、共同行為に参加することに同意したものとする。

（3） 共同行為の内容

① 転嫁の方法の決定に係る共同行為

a) 協定参加各事業者は、それぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨を決定する。

b) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定は四捨五入とする。ただし、協定参加各事業者が取引先との間で端数処理の方法について合意した場合には、当該合意した方法に従うものとする。

② 表示の方法の決定に係る共同行為

a) 協定参加各事業者は、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円＋消費税額」など、消費税が別途課される旨を明示する旨を決定する。

b) 協定参加各事業者は、価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨を決定する。

（4） 関連団体への周知と協力要請

日印産連は、関連団体及び事業者に対して、本協定内容並びに消費税の転嫁が必要である旨を周知徹底し、その理解を得るものとする。

（5） 委員会

総務委員会は実施するために必要とする事項の決議決定及び本協定の実施状況の情報交換を行うものとし、委員会の事務局は、日印産連内に置く。

（6） 違反者への対応

協定参加者は、協定の遵守に努めなければならない。

総務委員会は、協定参加者が協定内容に違反した行為があったと認めるときは、その所属する団体の会長宛にその事実を連絡し、当該協定参加者に対しそれを是正するよう求めるものとする。

（7） 有効期間

本協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までとする。

以上